

◆八丈町の生活排水処理対策◆

汲取り式便槽や単独処理浄化槽を利用している家庭では、台所や風呂などの生活排水は処理されないまま地下浸透及び側溝放流されており、水質汚濁による生活環境や自然環境への影響が懸念されているため、し尿と併せて生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

◆浄化槽市町村整備推進事業の導入◆

事業概要

町では、平成24年度より、個人の費用負担を抑制し、町が設置主体となり浄化槽整備を行う「八丈町浄化槽設置管理事業」を行っています。

事業の実施主体は町で、住民の方からの申請を受けて町が設置工事を行います。その後の維持管理（法定検査・保守点検・清掃など）については、住宅所有者または浄化槽使用者から使用料をいただき、町が業者に委託し、実施します。

対象用途（建物）

- 家庭用浄化槽 一般家庭を対象とした合併処理浄化槽
 - 業務用浄化槽 上記以外で次のいずれかに該当する合併処理浄化槽
 - ア 旅館・民宿業のための建物に設置されるもの
 - イ 飲食の提供をするサービス業のための建物に設置されるもの
 - ウ 賃貸をしている不動産業のための建物に設置されるもの
 - エ その他、公営企業管理者が特に必要と認めた場合に設置されるもの
- ※業務用浄化槽が家庭用浄化槽を兼ねる場合には、業務用浄化槽として取扱います。

対象人槽及び浄化槽の大きさ

50人槽まで対応できる合併処理浄化槽を対象とします。

「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」に基づき、建築物の用途及び床面積に応じて処理対象人員（人槽）を算定します。

◎一般住宅の場合

延床面積 130㎡（約40坪）未満	5人槽
〃 以上	7人槽
2世帯住宅（浴室及び台所2箇所以上）	10人槽

◎設置に必要な面積（5・7人槽）

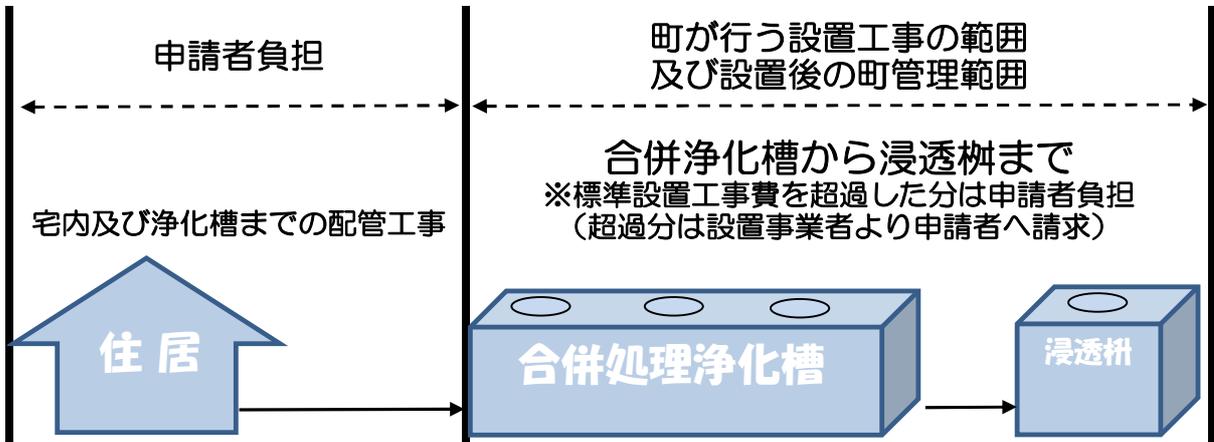
敷地	縦6m × 横2m程度
深さ	約2m

※浸透枳含む

浄化槽設置工事の負担区分及び設置工事費

※町は標準設置工事費または国基準額以内で設置事業者と契約します。

家庭用(新築)の場合 ※合併浄化槽及び浸透枮

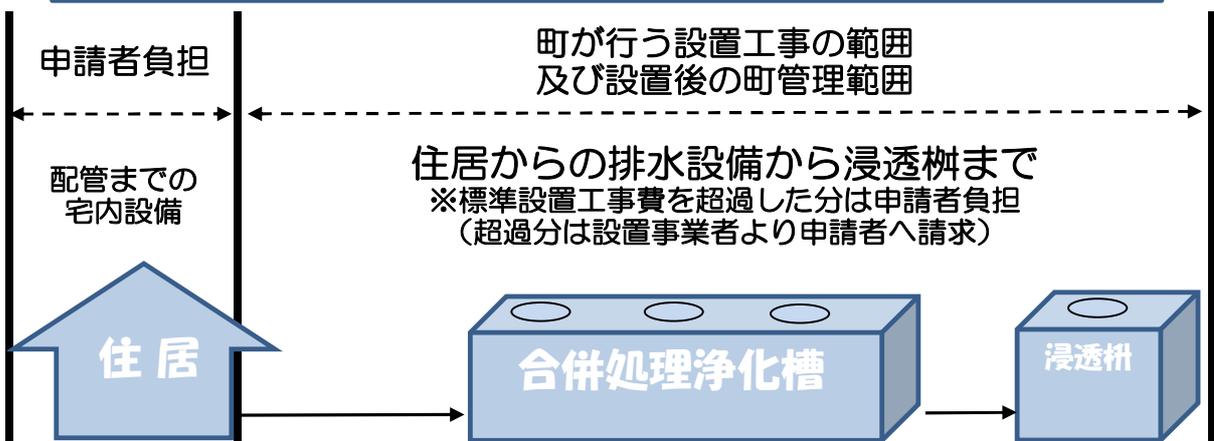


標準設置工事費

人 槽	金 額 (円)
5	1,200,000
7	1,506,000
10	2,014,000

家庭用(既存の住居)の場合

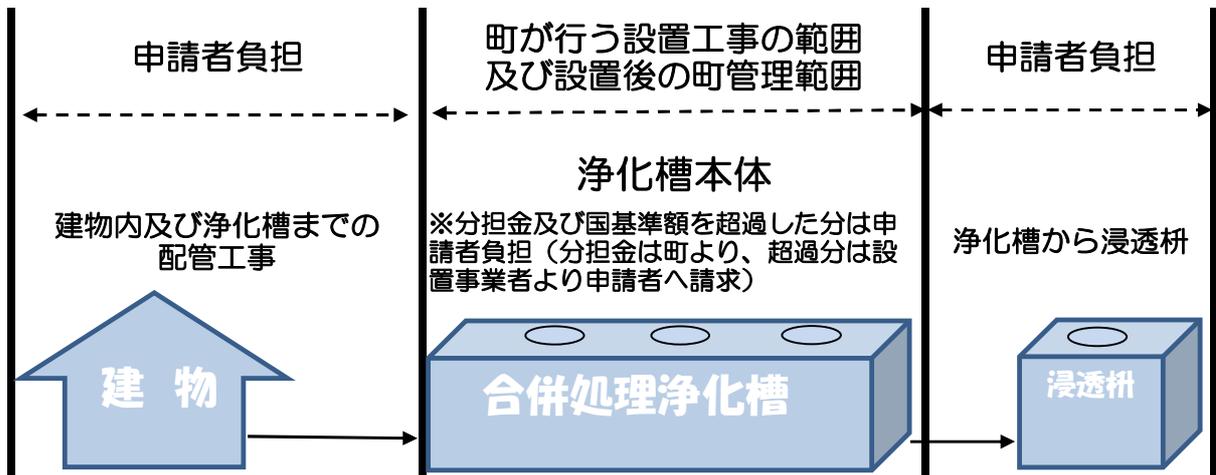
※住居からの排水設備、合併浄化槽及び浸透枮



標準設置工事費

人 槽	金 額 (円)
5	1,700,000
7	2,006,000
10	2,514,000

業務用の場合 ※合併処理浄化槽のみ



国の基準額

人槽	金額（円）
5	837,000
6~7	1,043,000
8~10	1,375,000
11~15	2,039,000
16~20	2,786,000
21~25	3,332,000
26~30	4,066,000
31~40	4,521,000
41~50	5,737,000

分担金

人槽	金額（円）
5	83,700
6~7	104,300
8~10	137,500
11~15	203,900
16~20	278,600
21~25	333,200
26~30	406,600
31~40	452,100
41~50	573,700

※町は、家庭用・業務用ともに、標準設置工事費または国基準額以内で設置事業者と契約します。

申請者(所有者及び使用者)が負担する経費

- 家庭用浄化槽の場合は、標準的設置工事費を超えた場合にかかる費用
- 業務用浄化槽の場合は、国の基準額の10%(分担金)(基準額以下の工事費の場合は工事費の10%)及び国の基準額を超過した分の費用(浸透枘設置費など)
- トイレ改修費、水道・電気工事費、水洗便器購入費
- トイレ、浴槽、台所等の排水口から浄化槽に接続するための宅内配管工事費(既存の住居以外に設置する場合)
- 支障物撤去費用(庭木・既設汲取り便槽・既設浄化槽)
※既設汲取り便槽及び単独処理浄化槽の撤去については補助金あり
- 浄化槽法第7条検査料(設置後に行う水質検査料) ※検査料は設置前に支払
- ブロワ(送風機)に係る電気料や清掃・保守点検・法定検査時に係る水道料
- 一般廃棄物処理手数料(清掃の際に引き抜いた汚泥の処理手数料 9.9円/10リットル)
(一般廃棄物処理手数料については、住民課環境係より請求されます。)

浄化槽使用料

浄化槽法で定められている保守点検、法定検査、清掃の維持管理を業者に委託し、浄化槽設置使用者から使用料として毎月徴収し、町で維持管理を行います。

使用料表

人槽	月額 (単位:円)	人槽	月額 (単位:円)
5	2,860	21~25	7,480
6~7	2,970	26~30	9,570
8~10	3,410	31~40	11,990
11~15	5,060	41~50	13,750
16~20	5,610		

単独処理浄化槽等撤去費用に関する補助金

既存の汲取り式便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるため、既存の汲取り式便槽、単独処理浄化槽を撤去する費用について、補助金を交付します。

●補助金交付要件

- ・浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合及び撤去跡地に浄化槽が設置できない場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合。
- ・単独処理浄化槽などを撤去したのち、合併処理浄化槽を1年以内に必ず設置すること。

●補助金額

補助金額は、次の各号に定める金額を限度とします。

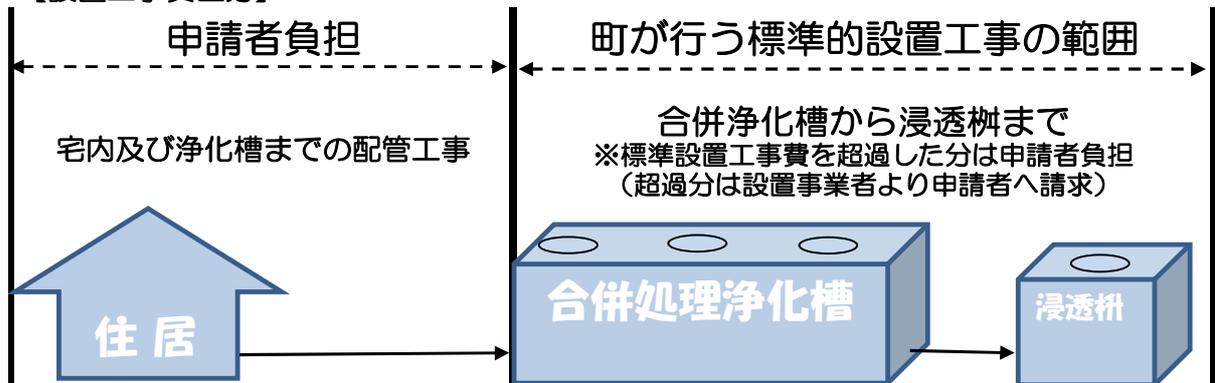
- ・単独処理浄化槽 90,000円
- ・汲取り式便槽 45,000円

例（新築：家庭用浄化槽5人槽の場合）

【町で設置及び管理する場合】

- 町負担 ◆設置費 標準設置費1,200,000円（新築）
 - 申請者負担 ◆標準設置費を超えた額（増嵩経費）
 - ◆使用料 2,860円/月（34,320円/年）
 - ◆一般廃棄物処理手数料（随時徴収） 約3,000円（9.9円/10リットル）
- ※清掃の際に引抜く汚泥等平均排出量 約3,000ℓ

【設置工事費区分】



★設置工事前に町から東京都へ届出が必要です。
申請から設置工事完了まで約1ヶ月以上

【使用後の維持管理費】



既存浄化槽の寄付

個人設置型事業で浄化槽を設置された方は、条件を満たした浄化槽であれば町へ寄付することができます。事業で設置した浄化槽と同等に町が維持管理を行い、使用者から毎月使用料を頂きます。ただし、し尿だけを処理する単独処理浄化槽は対象となりません。

＊使用料のほか、個人が負担する経費は、町で設置した浄化槽と変わりません。

●寄附の対象となる合併処理浄化槽

1. 50人槽以下であり、八丈町において家庭用浄化槽と分類されるもの
2. BOD（生物化学的酸素要求量）10mg/ℓ以下及びT-N（窒素濃度）10mg/ℓ以下の処理能力がある合併処理浄化槽 ＊処理能力は、製造業者の形式により確認できます。
3. 寄附する予定日前の1年以内に汚泥等引き抜き清掃がされている合併処理浄化槽
4. 適正に管理されており、かつ正常に稼働している合併処理浄化槽
5. その他浄化槽が設置してある土地について、無償で土地の使用に同意できること